

環境保全型農業直接支払交付金の「有機農業の取組」において  
支援対象となる作物の判定結果について

兵庫県農林水産部農業改良課

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動のうち、有機農業（化学肥料および化学合成農薬を使用しない農業）の取組に関して、環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1の(8)のイに基づき、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

有機農業の取組における対象作物の判定結果

作物名	通常の営農管理における使用状況		有機農業の取組における支援対象	判定根拠	判定年度
	化学肥料	化学合成農薬			
金時豆	使用	使用	対象とする	地域栽培暦	平成 27 年度
綿	使用	使用	対象とする	地域栽培暦	平成 27 年度
コリアンダー	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 27 年度
栗	使用	使用	対象とする	地域栽培暦	平成 28 年度
ソルゴー	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 28 年度
イタリアライグラス	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 28 年度
エン麦	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 29 年度
ごぼう	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 29 年度
シソ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 29 年度
ツルムラサキ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 29 年度
キクイモ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 29 年度
ケール	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 29 年度
マコモタケ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 30 年度
落花生	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	平成 30 年度
にんにく	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	平成 30 年度
オクラ	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	平成 30 年度
とうがらし	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	平成 30 年度
モロヘイヤ	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	平成 30 年度
エンサイ	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	平成 30 年度
うすいえんどう	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	平成 30 年度
ブルーベリー	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	令和元年度

作物名	通常の営農管理 における使用状況		有機農業の取 組における支 援対象	判定根拠	判定年度
	化学肥料	化学合成農薬			
ズッキーニ	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	令和元年度
未成熟しかくまめ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和元年度
ゆず	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和元年度
すだち	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和元年度
ごま	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	令和元年度
からしな	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和元年度
キウイフルーツ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和2年度
にがうり	使用	使用	対象とする	本県慣行レベル	令和2年度
とうがん	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和2年度
はつかだいこん (ラディッシュ)	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和2年度
ひまわり(種子)	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和4年度
オリーブ(果実)	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和5年度
アマランサス (ベビーリーフ)	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和5年度
えごま	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和6年度
パプリカ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和6年度
ヘチマ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和6年度
レモン	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和6年度
スイートコーン	使用	使用	対象とする	当県慣行レベル	令和6年度
エビイモ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和6年度
ささげ	使用	使用	対象とする	他県慣行レベル	令和6年度

**<参考>環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1の(8)「有機農業」より抜粋**

ア 要綱別紙第1の4の(8)の有機農業の取組は、以下の要件を全てを満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。

(ア)～(キ) 略

イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、2の(1)の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県の概ね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。